

関係法令（抜萃につき詳細は法規集を参照下さい）

＜労働安全衛生法＞
感電防止用漏電遮断装置の接続および使用の安全基準に関する技術上の指針

1. 総 則
1-1 趣 旨

この指針は、移動式または可搬式の電動機械器具（電動機を有する機械または器具をいう、以下同じ。）が接続される電路（商用周波数の交流であって対地電圧300 V 以下の電路に限る、以下同じ。）に接続する電流動作形の感電防止用漏電遮断装置（以下「遮断装置」という。）の適正な接続および使用を図るため、これらに関する留意事項について規定したものである。

4-2 定期の測定

(1)遮断装置については、定期に、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により測定を行なうこと。

定格感度電流——遮断装置用テストを用い、また次の図に示す方法により測定すること。
作動時間——遮断装置用テストを用い、または図1および図2に示す方法により測定すること。

事 項	方 法
定格感度電 流	

事 項	方 法
作動時間	

図1 可変抵抗器を遮断器の定格感度電流に設定する。 図2 作動時間を測定する。

警報器・検知器・計測器・応用機器